

大阪大学法学部同窓会 青雲会 懸賞論文

「死刑にあたる罪についての公訴時効廃止の是非」

法学部法学科 1 回生

浅岡遼太郎

包末成留美

五味洋平

松本真弥

代表：五味洋平

死刑にあたる罪についての公訴時効廃止の是非

大阪大学法学部法学科 1 回生

浅岡遼太郎
包末成留美
五味洋平
松本真弥

<はじめに>

2010年4月27日、第174回国会において「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立、同日交付され、公訴時効に関する刑事訴訟法が大きく改正された。本法律により、人を死亡させた罪であって、死刑に当たるものについては公訴時効が廃止されることとなった。近年、被害者遺族を中心として、殺人等の人を死亡させた罪についての時効制度の見直しを求める声が高まっており、さらには時間の経過による処罰感情の希薄化等、公訴時効の趣旨が必ずしも当てはまらないという指摘もされるようになってきた。だが、そういった事実を踏まえての今回の改正に関しては平成16年の公訴時効期間を延長する改正ⁱが行われてからの期間を考えると時期尚早だったのではないか、加害者の人権をまったく無視した措置ではないかなど、疑問視する声が多数聞こえることも事実である。では、今回の改正で、死刑にあたる罪について公訴時効を廃止してしまったことが果たして本当に適切であったのか。

我々の結論から述べると、今回の法改正で死刑にあたる罪についての公訴時効を廃止したのは適切ではなかったと考える。本稿ではその結論に至る過程として、「Ⅰ. 今回の法改正の具体的内容と趣旨」を吟味し、「Ⅱ. 死刑にあたる罪についての公訴時効廃止に反対する根拠」を述べていきたい。

なお、議論の混乱を招かぬように補足しておくが、本稿は2010年4月27日に成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」そのものの是非についての検討、つまりは今回の刑事訴訟法改正全般の是非についての検討ではなく、あくまで今回の刑事訴訟法改正の一部分としての「死刑にあたる罪についての公訴時効廃止」の是非の検討である。そのように議論対象の的を絞るのは、今回の法改正による変更点が多岐にわたり、議論の焦点がぶれる可能性があるからである。

また、本稿で使用している「公訴時効」という言葉は全て「死刑にあたる罪についての公訴時効」であることをあらかじめ断っておきたい。

ⁱ平成16年12月8日第161回国会において「刑法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、死刑又は無期若しくは長期15年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪について、公訴時効期間を延長する改正が行われた。なお、平成16年の改正法は将来に向けて効果的な刑事政策の実施を図ることに主眼を置いたものであった。

I 今回の法改正の具体的内容と趣旨

1. 具体的内容

次に挙げるのは今回成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の具体的内容である。

ア 人を死亡させた犯罪であって死刑に当たるものについては、これまで公訴時効の対象とされ、その公訴時効期間は25年とされていたところ、公訴時効が廃止された。

イ 人を死亡させた犯罪であって懲役又は禁固の刑に当たるものについては、公訴時効期間は、次の通り延長された。

- (1) 無期の懲役又は禁固に当たる罪については、これまで15年とされていたところ、30年とされた。
- (2) 長期20年の懲役又は禁固に当たる罪については、これまで10年とされていたところ、20年とされた。
- (3) (ア)及び(イ)に掲げる罪以外の懲役又は禁固に当たる罪については、これまで5年または3年とされていたところ、10年とされた。

2. 趣旨

そもそも公訴時効制度の趣旨は、処罰の必要性和法的安定性の調和を図ることにあると考えられる。すなわち、治安を守り、公共の福祉を維持するため、犯人を処罰することが必要であるが、他方で、時の経過による法的安定を図る必要も認められるところであり、その要素として、一般に、

- 1 時の経過により、証拠が散逸すること
- 2 被害者を含む社会一般の処罰感情が希薄化すること
- 3 犯罪後、犯人が処罰されることなく一定の期間が経過した場合には、そのような事実状態を尊重すべきということが挙げられている。

しかし、公訴時効制度については、近時、被害者の遺族を中心として、殺人等の人を死亡させた犯罪について見直しを求める声が高まっており、この種の事犯においては、時間の経過による処罰感情の希薄化等、公訴時効制度の趣旨が必ずしも当てはまらなくなっているとの指摘がなされている。

このような指摘等を契機として、人の生命を奪った殺人等の犯罪については、時間の経過によって一律に犯人が処罰されなくなるのは不当であり、より長期間にわたって刑事責任を追及することができるようにすべきであるという意識が、国民の間で広く共有されるようになっていと考えられる。これらの、人を死亡させた犯罪をめぐる諸事情に鑑み、これらの犯罪に対する適正な公訴権の範囲を確保することが求められている。

そこで、今回の改正法により、刑事訴訟法が改正され、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定が整備された。

3. 拙速性

ただ、今回のように被害者の希望に答えるという一点だけで立法するというのは極めて異例なことであり、今回の公訴時効廃止法について、廃止の必要性についてどれだけきちんと議論がなされたかということは疑問視すべきである。選挙があるということが理由と

考えられるが、とにかく急いで立法し、公布と同時に施行されることとなった点でも拙速性はやはり否めない。

II 死刑にあたる罪についての公訴時効廃止に反対する根拠

1. 犯人・被疑者の人権保護

以下では、我々が公訴時効廃止を考える際に重要だと思われる、被疑者の人権保護の観点から検討していきたい。本稿では、公訴時効制度の存在理由と冤罪の可能性の二点に絞って述べていく。なお、ここでは実際に犯罪を犯した者を「犯人・犯罪者」、犯人ではないかという疑いをもたれている者（真犯人も含む）を「被疑者・被告人」とする。

㊦. 公訴時効の存在理由

公訴時効の存在理由として、これまで一般的に説かれてきたことに、一定期間継続した事実状態を尊重するというものがある。この事実状態の尊重を通じて確保される利益の具体的内容については幾通りかの見方があり、その内の2つが(i)犯人を処罰の可能性から解放し、その地位の安定を図ること、と(ii)被疑者・被告人となり得る国民を捜査・訴追の可能性から解放し、その地位の安定を図ること、である。

(i)の見解に対しては、犯人の社会的地位の安定と犯罪者の処罰を確保する利益とを比較衡量すると、後者の利益が著しく大きいため、存在の理由になっていないという指摘があるが、いくら犯罪を犯した者であっても、いつ処罰されるかわからない立場に無限におかれたのでは、その地位があまりに不安定であるため、訴追・処罰に「時効」という一定の時間的限界を設ける必要があると考える。

また(ii)の見解は、公訴時効が事件の当事者だけでなく全国民に関わる問題であることを示している。公訴時効が廃止されれば、一般市民はもちろん、特に一度犯人と疑われた冤罪者は、いつ逮捕されるかと心配しながら一生を過ごさねばならないのだ。また、少し論点はずれるが、公訴時効の廃止によって、公訴時効完成後に真犯人が名乗り出ることがなくなる、という問題がある。冤罪で刑が確定し服役している人が、公訴時効完成後に真犯人が名乗り出たことによって再審無罪となった例もある。弘前大学教授夫人殺人事件ⁱⁱがこれにあたる。公訴時効の廃止は、稀ではあるとしても、そのような冤罪被害者の救済の可能性を低くしてしまう。無実の市民が不利益を被る可能性があるという点では、被疑者の人権は犯人の人権以上に慎重に保護されなければならない。

㊦. 冤罪の可能性

次に、公正な裁判を行うことができるか、という点を考えてみる。確かに、科学技術の発展により、微量かつかなり古い遺留資料からもDNA鑑定が可能となり、その精度の向上も、有力な証拠として十分認められ得るレベルに達している。しかし、裁判にお

ⁱⁱ 1949年8月、青森県弘前市で弘前大医学部教授夫人（当時30）が、部屋に侵入した男に殺害され、失業中の男性（同25）が逮捕された。一審では「証拠不十分」で無罪判決を言い渡されたが、52年、仙台高裁は、逮捕された男性が着ていた白シャツの血痕は「98.5%の確率で被害者のもの」という古畑種基東大教授の鑑定を全面的に採用、懲役15年の刑が確定し、63年に仮出所した。

ところが、71年になって男性の幼友達が真犯人だと名乗り出た。男性は、仙台高裁へ再審請求して棄却されたが、再度請求して76年に再審が開始された。古畑鑑定の誤りや、真犯人の指紋が隠ぺいされていた事実が判明し、77年、仙台高裁は無罪を言い渡した。真犯人は64年に公訴時効が成立していたため、起訴されなかった。

いて考慮される材料はそれだけではない。被告人のアリバイの有無や、もし被告人が本当に事件に関わっていたとしても、正当防衛の主張など、様々な要素を加味した上で判決が下されるのであり、DNA型情報だけでは有罪の決め手にはならない。それゆえに、弁護側が被告人のアリバイや主張を立証しようとしたときに、事件発生から長期間が経過することによる証拠の散逸や証人の記憶の薄れ・死亡等によってその立証が困難になることになれば、被告人にとって大きな不利益となる。また、刑事事件の裁判では検察側に挙証責任があるため、検察側に大変な負担がある、という意見があるが、強大な捜査力を持つ検察と一弁護士では証拠収集能力の差は歴然としており、弁護側のほうこそ負担が大きい。さらに言えば、具体的に起訴される状況になった事件は、検察側が有罪立証できる証拠をもったものであり、これに弁護側が対抗するのは難しいと考えられる。このような状態で、弁護側が十分な反証証拠を得られないまま裁判を強行すれば、冤罪被害者を生みかねない。

2. 被害者側の要求は本当に達成されるか

㊦. 被害者側の声とは

今回の法改正は、被害者側の要求が大きく反映されたものであるということは前にも述べたとおりだが、ではその被害者側の要求は、公訴時効の廃止によって本当に達成されるものなのだろうか。つまり、公訴時効を廃止して、ただ単に被疑者を追いつけるということだけでは、被害者の求めることの実現にはつながらず、かえって被害者に負担を加えることにもなりかねないのではないか、ということだ。被害者が求めることというのは、「公訴時効の廃止による被疑者の永続的捜査とそれによる逮捕」であろう。当然のことだが、彼らの究極の目的は捜査そのものではなく、被疑者の逮捕なのだ。しかし、たとえ公訴時効を廃止しても、捜査力自体に変化がなければ、検挙率が上がることもない。このことについては、公訴時効廃止法についての法制審議会の議論の中でも「今後検挙率が上がることはあり得ない」と警察が述べている。これでは、被害者の求めることは達成されないままであり、公訴時効の廃止も無意味であると言えよう。

また、そもそも被害者全員が、公訴時効の廃止を望んでいるわけではない。被害者の中にも様々な意見があり、何が何でも被疑者検挙を望み、積極的に活動する人がいる一方で、自分の幸せを取り戻したいから普通の生活を送りたい、ビラ撒きをしたり、目撃者捜しをするのはもうやめてほしいという人もいる。2009年10月、遺族の立場からは初めて時効制度の維持を求める要望書が出された。要望書を出した「被害者と司法を考える会」代表の片山徒有氏は、「時効によって被害者がひと区切りをつけ、立ち直っていくことが大切だ。時効がないと被害者が苦しむ時間も長くなる」（産経新聞2009年10月20日付）と訴えた。我々は、「被害者はただ厳罰を望んでいる」という思い込みを捨て、被害者の心を癒すためのサポートを考えていかねばならない。

㊦. 政治的意図

また、今回の法改正の主な目的は被害者側の保護ということになっているが、それは名目上の目的で、検察・警察権力の拡大こそが実質的な目的ではないだろうか。

時効廃止によって、警察・検察官僚たちは捜査能力の拡充という口実のもと、より多くの予算を獲得する事になるだろう。現に警察庁は新年度予算で「公訴時効廃止にともなう捜査体制の整備」という名目で地方警察官363人の増員を要求するとともに、国費で負担する拳銃などの費用約1億円を新年度予算の概算要求に盛り込んだ。しかし、より多くの予算が配分されとしてもそれが本当に捜査能力の強化のために使われるという保証はない。例えば、捜査とは全く関係のないところで不正経理として増額した分の予算が使われる可能性もあるのだ。

さらには、時効廃止は市民が警察・検察機関に責任を求める制度を破壊する。時効が存在しない制度のもとでは、時効が成立するまでに犯人を捕まえる事が出来なかった場合、捜査が適切であったのか等の責任を警察や検察に問い、批判し、責任を取らせることが出来なくなってしまう。そういった市民からの公正な監視の目を受けさせない権力機関は、無意味かつ危険な膨張を続けるだけである。

3. その他

○捜査機関への負担

公訴時効が廃止されれば捜査記録や捜査資料の長期保管、警察官の増員が求められる可能性もたかく、そうなれば捜査機関にとって相当の負担となる。また、捜査の無期限延長は被害者遺族にも影響を与える。これまでは時効が完成すると、証拠品のうち亡くなった本人に属していたものは遺族に返されることになっていたが時効が廃止されると、それが難しくなってしまう。これに対して、捜査を永遠に行う必要はなく、検察官の判断によって捜査を打ち切る、または不起訴処分にすればよいという意見があるが、これはつまり検察官が個別の事件ごとに対応するということであり、恣意的な判断をまねきかねない。捜査に関して個別の事由を考慮しないわけではないが、公訴時効という一定の区切りを設けて、画一的に処理されることで、安定性を確保すべきである。

○犯罪抑止力への疑問

また公訴時効撤廃は犯罪への抑止力になるという意見があるが、厳罰を与えることは決して犯罪抑止力につながるとは限らない。例えば死刑である。死刑賛成の根拠にも抑止力があげられることがあるが、死刑が犯罪を抑止するという説得力ある証拠は、科学的研究によってはいまだ得られていない。死刑廃止国における最近の犯罪件数は、死刑廃止が悪影響を持つということを示していない。この20世紀を通じて、ヨーロッパのどの国においても死刑を廃止したために殺人事件が増加したという記録はなく、オランダ・スウェーデンなどの研究で、死刑の廃止ないし復活の前後で顕著な殺人罪の増減のないことなどが研究されている。アメリカにおいても死刑に犯罪抑止力がないとする社会学者トーステン・セリンの研究があり、死刑廃止州と存置州では、殺人の累年比で廃止州がとくに高いという証明はできていない。同様に、公訴時効を廃止し、容疑者をいつまでも捜しつづけるようになることは、必ずしも犯罪の抑止力につながるとは限らないように思われる。

また、そもそも罪を犯す人間はおおむねふたつの種類に分類されるが、ひとつは激情にかられて突発的に人を殺してしまう場合であり、もう一方は計画的に行われる場合である。人には時に理性では感情を抑えきれなくなる場合があるし、計画的犯罪においては、自分の犯行が発覚するだろうと考えて実行する場合は稀であり、たとえ発覚しても逮捕されたり、刑務所に入れられることはないだろうと考えて実行する。また最近、秋葉原の事件や池田の児童連続無差別殺傷事件などの無差別な殺人事件を耳にするが、このタイプの事件は時効の延長、撤廃によっての抑止力は全くないのである。なぜなら事件を隠そうとしたり逃走しようとする意思があつてこそ有効な時効の延長、撤廃であるのに、昨今の通り魔型の犯罪者にはそういった隠匿、逃亡の意思が希薄である。彼らは白昼堂々と犯行を行ない、逃亡するにしても犯行を隠匿するよりも、逃亡先でまた新たな犠牲者に襲うことを重視する。こういった逃亡、隠匿の意思がない、または希薄な犯罪者には時効の延長も撤廃も意味がないのである。

<終わりに>

これまで本稿では、死刑にあたる罪についての公訴時効廃止の是非というテーマの中で、今回の法改正の内容を眺めつつ、我々が公訴時効廃止に反対する立場とその根拠を述べてきた。以下、本稿の内容を簡潔にまとめる。

2010年4月27日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立したことにより、死刑にあたる罪について公訴時効が廃止された。しかし、我々は死刑にあたる罪について公訴時効を廃止してしまうことには反対である。その根拠として、事実状態の尊重と冤罪を防ぐことの2つを柱として、犯人・被疑者の人権保護を考えるべきであること、時効を廃止したところで被害者側の要求は達成されず、それらはむしろ政治的意図に利用される可能性があること、さらには時効を廃止すると捜査機関への負担が増大する一方で、時効廃止という事実は決して犯罪抑止力にはならないといったことを挙げた。

公訴時効制度に関する議論は、死刑制度や人権問題など、多種多様な議論と関連する大変複雑なものである。それだけに本稿で取り上げた今回の公訴時効廃止という政府の措置は、今後様々な問題に影響を及ぼすと考えられる。本稿でそういった公訴時効廃止による様々な問題への影響について検討ができなかったのは残念である。だが本稿が公訴時効制度についての議論、又はそれに関連するその他多数の問題に関する議論のきっかけとなっただけであれば幸いである。

参考文献

- ・雑誌世界 2009年10月号 「公訴時効廃止は被害者のためになるのか」
- ・雑誌世界 2010年6月号 「公訴時効廃止法批判」
- ・ジュリスト 2010.7.15 吉田雅之「刑事訴訟法の一部を改正する法律の概要」
- ・ジュリスト 2010.7.15 大沢裕「人を死亡させた罪の公訴時効改正」
- ・『日本の論点2010』文芸春秋編 神洋明「公訴時効の廃止は十分な弁護活動ができな
いばかりか冤罪を生みかねない」
- ・菊田幸一「死刑廃止を考える」